

## 高知県教育委員会 会議録

平成28年5月定例委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年5月27日(金) 13:30

閉会 平成28年5月27日(金) 15:00

### (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	久松 朋水
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	平田 健一

### (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課課長補佐	門田 美和
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	土居 靖幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課課長補佐	竹村 裕子
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	隅田 昌宏
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	石丸 太郎 (会議録作成)

#### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

##### 【冒頭】

- 教育長 5月定例委員会を開催する。
- 教育次長 (提案説明)
- 教育長 付議第2号から第7号は、高知県議会6月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、第8号から第9号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。  
賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第2号から第9号を非公開の取扱いとする。

##### 【付議第1号「高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】(案)」に関する議案(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員	パブリックコメントにも出てきている副籍制度と支援籍制度について、もう少し説明をお願いしたい。
事務局	副籍制度は、特別支援学校に籍を置いている子どもが、居住地の小学校や中学校の方でも地域の友だちと一緒に学習をできるよう、副籍という形で、地域の学校にも籍を置くというものである。 支援籍制度は、小・中学校に籍のある子どもが病状や支援の内容によって、特別支援学校で専門性のある支援をしてほしいといったケースがあった場合に、小・中学校に籍を置いたまま、特別支援学校に来て学習をできるというものである。
委員	そうすると、どちらが主たる籍かという違いだけか。
事務局	そのとおりである。
委員	現状では、副籍制度はあるのか。
事務局	現状では、どちらもない。現在、実際に居住地の方に行って、居住地校との交流を進めているところである。それらが浸透してきたら副籍という形で小・中学校にお願いをし、制度として構築していくことになる。
委員	副籍制度と支援籍制度で区別した方がいいのか。同じではいけないのか、違いがよく分からないがどうか。
事務局	どちらが中心かというところで使い分けをしている。県外等でも使い分けしていたり、一緒にしているところがあるので、混同してしまうところもある。支援籍制度は、通級による指導と合わせて考えている。小・中学校にいながら特定の時間だけ特別支援学校の方に来て勉強することも想定しており、そうした場合だけ使うようになるかもしれないので、今後検討していく。

委員	35 ページのパブリックコメントに「学校が変わる大きな事案です。児童生徒、保護者への説明もまったくないままこのような計画が出されるべきではありません。」という意見があるが、全く説明がされていなかったのか。
事務局	このパブリックコメント中とそれ以降に保護者に対して説明会を行っている。
委員	30 ページに課題が1～5までであるが、この課題というのは高知江の口養護学校の課題ということか。
事務局	そのとおりである。
委員	この課題は、今後、再編計画によって解決する見込みがあるということか。対応策は長期的なものになると思うが、どうか。
事務局	教育課題については、検討委員会の中で様々な意見をいただいております、それらの意見を網羅する形で方策を示したということである。
委員	課題1の教育内容や教育課程の課題、2の教職員の専門性などを見ると、現時点で見えている課題は解決していただけたらと思うが、見えていないような課題、主管課として心配していることがあるのではないかと。 特別な教育的ニーズのある子どもたちなので、課題としているものについては解決していただきたい。また、ハード面もポイントになるので、充実した学校を目指して取り組んでいただきたいと思う。
事務局	ハード面については、現在地ではできないグラウンド整備、慢性疾患に対する施設設備、発達障害や心身症の方たちのクールダウンの部屋やカウンセリングルームなど、適切な指導支援を行うための施設整備をしていくといった内容も盛り込んでいる。
教育長	いずれにしても課題にはすべて対応していくということである。特に課題1と2は再編整備をするしないにかかわらず取り組まなくてはいけないことであるが、再編振興で設備も良くなり、体制も整うということにより取り組みやすくなる部分はある。
委員	16 ページの再編振興計画のところで、最後は移転開校となっているが、寄宿舍の方は同時開設という理解でいいのか。資料には何も書かれていないがどうか。
事務局	申し訳ありません。資料には書かれていないが、移転開校するときには寄宿舍も同時に使えるスケジュールとなっている。寄宿舍の方は工期が短くて済むので、開校にあわせ一緒に開設できるように準備を進めている。
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案に係る意見聴取に関する議案（新図書館整備課）】

【付議第3号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に

関する議案に係る意見聴取に関する議案（新図書館整備課）】

【付議第4号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案に係る意見聴取に関する議案（新図書館整備課）】

○新図書館整備課長 説明

○質疑

委員	今回の完成期限の変更による1年4カ月のずれが、そのまま開館日のずれということになるのか。開館時期はいつになるのか。
事務局	開館時期は30年の夏ごろを予定している。建物の完成期限が29年12月15日であるが、その後、引っ越し作業等が約半年くらいかかる見込みである。
委員	開館時期の30年夏ごろというのは、まだはっきり決まっているわけではないのか。
事務局	外構工事など調整中の部分はあるが、できれば7月に開館したいと思っている。
教育長	天井工事で4カ月、免震工事の問題で1年、計1年4カ月延びたということである。
委員	完成期限の29年12月15日というのがさらに延びる可能性はあるのか。
事務局	今回の工事の変更内容については工程内の変更であり、工期を延長してまでの変更ではない。今後、設計変更等が起きたとしても何とかやりくりをして、工期の中でやっていきたいと考えている。
教育長	完成期限が延長するとなれば、また議決をする必要があるということである。
事務局	そうならないようにしたいとは考えている。
委員	完成期限の29年12月15日までに仕上げるということか。
事務局	建物本体はそういうことである。その後、外構等の工事が残っている。
委員	完成期限の29年12月15日というのは、ある程度余裕を見た判断なのか。
事務局	余裕を見たものではない。
委員	契約で完成期限から遅れたら、相手方の責任ではないのか。
教育長	それは遅れた理由による。 先ほども説明にあったが、今回の件に伴って必要となる工事費用は、実は大きくこれ以外にもあるが、東洋ゴム問題に関するものについては、直接東洋ゴムに請求してもらい、県がその部分に関わることはないという形になっている。
教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第2号を原案のとおり議決する。
教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第3号を原案のとおり議決する。

教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	付議第4号を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例議案に係る意見聴取に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	議案のタイトルがわかりにくい。県立学校の授業料に関する議案であるのに、なぜ幡多看護専門学校の設置及び管理に関することが議案タイトルに出ているのか。
委員 事務局	条例の仕組みが全然わからないので疑問に思う。 同様の議案はこういう形でまとめるという形になっている。 高等学校課がかかわるのは県立学校のものである。第1条の幡多看護専門学校についてはその所管がある。こういった同様の条例議案の改正については、まとめて1本の議案で改正をお願いするという仕組みになっており、県立学校関係分は第4条で改正をお願いするということである。
教育長	趣旨が全く同じ条例なので、この題名の「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」の「等」の中に、この高等学校も入っているということである。
委員 事務局	それは理解できるが、県立学校とまとめて言う問題があるのか。 それぞれの条例があるので、それぞれの条例をそれぞれに改正をしていくということを1本にまとめている。
委員 教育長	一番大きいところをタイトルにした方が分かりやすいと思う。幡多看護専門学校という、ローカルなタイトルだと感じる。 要は組織の順番で、組織規程上、最初に出てくる健康政策部の所管の幡多看護がまず一番最初に来ているということである。
委員 教育長 委員	条例の改正ではなく、条例の改正の条例をつくるということか。 そのとおりである。 授業料は免除規定があるので議決を要しないという説明があったが、今後色々な面で授業料と同じように免除規定をつくっておけば、スムーズな事務処理ができると思うがどうか。
事務局	同様に免除規定を条例でつくるということについては、法務課とも協議をしたところである。今回、条例の方で免除規定を設ける場合については、その免除の対象範囲の幅が大きく広がるということ、東日本大震災のときにも同じような附則で対応しているということもあり、協議した結果、今回も附則対応ということになった。
委員	ぜひスムーズに事務処理ができるように取り組んでいただきたい。

教育長 事務局	熊本地震の対象者はまだいないか。東日本大震災のときは何人か。 熊本地震の対象はまだいない。東日本大震災のときには、同様の附則に従って現在まで6名の方が転入学、入学をしている。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（幼保支援課）】

【付議第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

委員	条例改正することはいいと思うが、要件を弾力化することで確保できそうな潜在的な人員がどれだけいるのか。また、人数を増やすのはいいが、やはりそこには予算の問題が出ると思うが、そのあたりはどのように考えているのか。
事務局	確保する人材というのは事業のことか。
委員	要件を弾力化することで、いわゆる保育士といわれる人たちを増やそうとしている。要件を弾力化するのはいいが、今、想定されているような人間がどれだけいるのか。また、その人たちを確保できるのかどうかという見通しがどうか。そして、確保した後のその人たちの給料などの予算的な措置はどのようにされているのかということをお聞きしたい。
事務局	まず、人員の確保については、先ほどご説明した知事が認める者の中に「子育て支援員研修を修了した者」がある。この研修は昨年から幼保支援課で実施しているものであり、平成27年度に県内で該当する地域型保育のコースを修了した者が111名いる。本年度も同じように子育て支援員研修を実施しており、地域型保育コースを予定している者が、5月12日現在で約81名いる。この81名が全員修了すると、昨年度の修了者とあわせて約200名が子育て支援員研修修了者として登録されることになる。また、このコースを受講している方は高知市以外の方も非常に多く、そういったところで人員の確保を考えている。 次に経営の面については、参考資料4の12ページに黒丸印の「配置基準以上の加配保育士」がある。この部分については、現在は保育士の有資格者でないといけないことになっている。有資格者でないと、次のこの基本単価分プラスの加算分が公定価格にプラスされないというようなことになっている。 この加算分というのは、右上にある3歳児が20対1となっているが、これが例えば人数が少なくて15対1で計算されている場合でも加算がつくが、黒丸印に職員を配置していないと加算が付かないということになっている。こういった加算も対応ができるようになり、公定価格の方でも少し余裕が出てくる

	<p>のではないかと考えている。また、こういった有資格者でない職員を配置した場合でも、公定価格が下がるということではなく、公定価格の基本単価は変わらず、そういったところで若干、施設側にとっては職員配置に伴って有効になるのではないかと考えている。</p>
教育長	<p>少し分かりにくい部分もあると思うが、最初の話は 13 ページの地域型保育のコースを修了した人が候補になるということ。これを修了する予定の人が 200 人ほどいるということで、一定期待できるのではないかとということである。</p> <p>経営の方については、要はそこで人を配置した分については公定価格上配慮されるということではないか。</p>
事務局	<p>加算ということでプラスアルファの部分が出てくるので、配置をすることによって若干余裕が出てくるのではないかとということである。</p>
教育長	<p>12 ページの図でいうと、今回特例で認められる保育士と同等の扱いで就くことができるのはどの部分なのか。</p>
事務局	<p>黒丸印が付いている、研修代替保育士、年休代替保育士、休けい保育士、保育標準時間対応の保育士である。</p> <p>12 ページの点線囲い部分は「年齢別配置基準」であり、主任保育士、保育士、が含まれているが、この部分が条例に定められている基準上の保育士がいればよいという形になっている。</p> <p>もう一つ、これプラス運営費、基本単価、いわゆる国からもらうお金であるが、その基本単価の中にはこの点線囲い部分以外の黒丸印が付いている研修代替保育士、年休代替保育士、休けい保育士、標準時間対応の保育士が配置をされていないと基本単価しかもらえない、プラスアルファの加算がないという制度になっている。今回、この黒丸印のところを、子育て支援員の研修修了者で対応することで、基本単価プラス加算がもらえるということになっている。</p> <p>現実として、研修代替保育士や年休代替保育士配置基準以上に構えることができずに加算が付かないといった保育所もあり、そういったところについては、この修了生を配置することによって加算の対象になってくるということになる。</p>
委員	<p>研修代替保育士や休けい保育士など、ちょっとだけの保育士がいれば、その園に入るお金が増えるということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>研修代替保育士や休けい保育士などの個々の保育士は、どれだけ働いても生活できないぐらいしか給料が入らない状況のなかで、実際問題として、要件を下げたとしても人が入ってくれるのか。子育て支援員研修を受けた方が、ちょい役で生活のできないぐらいの給料であれば入ってくれるのか、その辺りはどうか。</p>
事務局	<p>非常勤職員として入ることになるが、常に職員としてそこに勤務していなければならないということである。例えば 2 日間保育士が研修に行くから、そのときだけ入ってくれというのではなく、常にプラスアルファの職員配置が必要だということである。</p>

委員	満額給料を払わなければいけない保育支援員ということか。
事務局	常勤でなくても、非常勤職員の対応でも構わないという形にはなっている。
委員	園とすれば、丸々1人の人間を抱えるということか。
事務局	そのとおりである。
委員	逆の問い方をすると、10 ページ下の3 本県の設置状況(1) ①平成28年4月1日現在保育士の確保状況のアンケートで、確保できてない施設が48で28%ある。この結果だと法律で決まった保育士を確保できてないことを堂々と言っているようなものだが、児童の数を少なくしてやっているということか。
事務局	できていないと回答しているところも、12 ページ右上の囲み部分の設置条例の基準上3対1、6対1という部分はできているということである。
教育長	誤解を招く書き方になっている部分があるが、最低限は確保できているということである。
委員	今回の問題になってるプラスアルファということは確保できてない、そういう質問になっているということか。
事務局	そのとおりである。
委員	そうすると、質問②特例の内容についての活用のところで、朝夕の特例などをわざわざ聞く必要があるのか。常雇いで雇わなければいけないのであれば、朝とか夕とか関係ないのではないか。要は、条件を拡大することによって単価を下げるということができるということではないのか。
事務局	施設側のメリットは単価を下げるということだけか。
事務局	朝夕の職員配置についても最低2人の有資格者を配置しなければならないので、その部分を職員のローテーションで組んでいるところもあるが、その部分だけパートさんなどで補充をしたいと言っている保育所が多い。
委員	それは保育所にとっては、単価を下げるということ以外に何かあるということか。
事務局	単価を下げるということと、有資格者ではなくて、子育て支援員であればもっと就労する希望者が多いのではないかということである。
教育長	逆に、こういう人がもし使えないとすると、有資格者の保育士をパートで雇うか、あるいは今いる人が勤務時間を延長して対応するかしかないということ。そして、勤務時間を延長するのは、ただでさえ労働負荷の問題があるなかで難しく、有資格者の保育士を雇うことについても、なかなか有資格者の保育士がいらないということではないのか。
事務局	そのとおりである。
委員	そういうことからすると、アンケート回答の活用したいという比率が非常に低い。また、特例を実施した場合の保育所等への利点について、変えることの有効性がわからないと回答しているところが比較的多い。施設側としては、もろ手を挙げて良いという感じではないのかなと感じる。
事務局	4月1日現在のところで見ると、新しい年度が始まっており、職員の配置については一定できている部分もあり、分からないと回答しているところがある。ただ、朝夕の特例について活用をしたいというところは、今、10時間しか



	<p>開いてない保育所が、活用することにより 11 時間開所することができると回答をしている保育所もある。中山間の保育所については、開所時間の延長も視野に入れて活用を検討したいというような回答もいただいている。</p> <p>活用しないと答えたところについては、現在は人が足りているという理由が大半である。</p>
委員 事務局	<p>朝とか夕に配置されるパートで働く方は元保育士などか。</p> <p>そういう方だけではない。</p>
委員 事務局	<p>年齢制限はあるのか。</p> <p>ない。</p>
委員 事務局	<p>家庭的保育者とはどういうものか。</p> <p>家庭的保育者とは、地域保育コースのうち地域型保育コース、基本研修、共通科目を受講し、なおかつ保育所等でプラス 28 日間の保育実習も修了した方であり、修了者は家庭的保育者として家庭的保育事業や小規模保育事業を実施することができるということになっている。</p>
教育長 事務局	<p>そもそも家庭的保育というのは何かを説明してほしい。</p> <p>家庭的保育は、平成 27 年度の新制度になった新しい保育機能施設、事業所となっている。今までであれば認可外というような形になるが、5 人以内の子どもさんをお預かりする場合に市町村の認可を受けた場合、公的な支援を受けることができる、そういった事業が家庭的保育事業である。</p>
教育長 事務局	<p>要は5人以下ということか。</p> <p>そのとおりである。家庭的保育事業を実施するための職員要件として、家庭的保育者が規定をされており、家庭的保育者については、基本研修、専門研修、認定研修を受けた者という規定がされている。</p>
委員	<p>家庭的保育事業の家庭的保育者は、保育士の資格を持っていても、基本研修及び専門研修は受けなければならないということになっている。</p> <p>10 ページのアンケート結果からすると、結果的にこの特例を実施した場合に利点があるというところと、実施した場合の利点なしというところが半々ということ。また、範囲を広げても、質の低下につながると考えている人や、サービスの向上を図ることについてのニーズを感じていないといった人たちがかなりの比率にいるということではないのか。</p>
事務局	<p>施設側からすると、児童や保護者のニーズとのギャップがあるような感じがするのではないか。そこを何らかPRなどをしないと、せっかくこういう策を講じて、実質は広がらないという可能性があるよう感じる。</p> <p>活用したい、活用しない、分からないという、この問いが適切ではなかったかもしれないが、一つ一つの項目について内容が若干違い、それをどの程度理解をしているのかということもあり、このように三つの項目に分けて、それぞれ詳しく聞き、自由回答も多く取っている。</p> <p>自由回答を見たところ、非常に円滑に運営ができる点などを利点として挙げているところも多いが、実際活用するかどうかについては分からないという回答をしている保育所もある。利点がないと、活用したくないと回答していると</p>

	<p>ころについても、今現在十分足りているから活用したくないという回答がある。</p>
委員	<p>制度のPRについては、職員が勤務に多忙感があり困っているところや、朝夕のニーズはあるんだけども開けることができていない、そういった保育所に対して、PRしていきたいと考えている。</p>
委員	<p>この制度は、できたからこれを使えというのではなく、弾力的な運用といいましょうか、待機児童対策と職員の業務負担の軽減のためにありますので、そういったところもきちっと説明をして、皆さんの方にはお流しをしたいと考えている。</p>
委員	<p>この向こうにあるのは、やはり待機児童解消や子育て支援ということがあるので、施設側にニーズがなくてもそっちへ向かうようにしていくことが大事である。そのためには、施設は困ってなくても、保護者は困っているようなケースがあるので、そういったニーズをもっと施設側に感じてもらえるようにしていってもらいたい。</p>
事務局	<p>10ページのアンケート結果の表記の仕方であるが、特例を実施した場合に、手厚い保育が可能という回答と保育の質の低下につながるという回答になっており、回答者の立ち位置が違うと感じる。保育の質の低下につながるというのは、朝夕の時間帯によって質の低下につながるということではないのか。この制度を利用することによって昼間の時間帯についても質の低下につながるということか。</p>
事務局	<p>時間内については職員の基準というものが決まっており、そこは保育の質の低下にはつながらない。むしろ改正によって子どもに対して手厚い保育が可能になるということになると考える。保育の質の低下につながるというのは、例えば必要保育士数が2人だった場合に朝夕のカバーの部分がそのところにつながるのではないか。</p> <p>例えば職員配置の基準上1人となる場合、いわゆる1対1になった場合に初めて2人のうち1人をこの子育て支援員に替えることができるということである。ですから、保育士が2人以上必要だといったところに、朝夕に子育て支援員1人を替えて置いていいというものではない。ここのところの保育の質の低下につながるとか、朝夕というところについて保育所のご回答をいただいているところは、きちんとこの活用についての周知ができていないという部分があるので、通知等できちんと説明をしていきたいと考えている。</p>
教育長 事務局 教育長	<p>職員配置については、最低2人は必要ということではないのか。</p> <p>今は配置基準上1人であっても2人必要ということである。</p> <p>2人は必要ということではないのか。今であれば、一定の資質を有した保育士の方がその保育の質は高いであろうということで、そこは保育士で確保しなさいということになっている。今はそこが支援員の方に替わることで質が下がるのではないかということではないか。</p> <p>制度の趣旨は、そもそも足りないところを補ってプラスの効果を目指しているが、施設によっては、実際に保育士を入れてやれているのを、給料安くする</p>

委員 事務局	<p>からこういうところに替えて対応することになると、保育の質の低下が逆に起こってしまうということが心配だということを言っているのではないか。</p> <p>それを聞くと理解できる。</p> <p>そういった場合もあくまでも配置ができない、保育士がいないという場合にこの制度を使うというところが大前提である。そういったところをきちんと通知あるいは説明等で周知をさせていきたいと考えている。</p>
委員 事務局	<p>保育士以外を置く場合に、それを知事が認めるというところだが、研修を受けたというのははっきり分かるが、それ以外の場合は個別に何か書類を出して認定するようなことになるのか。</p> <p>その部分は、各県によって取り扱いがばらばらであり、今後、この知事が認める者をどのように規定するかは検討していく必要があると考えている。</p> <p>例えば国の方では、1年間常勤で勤めていた者はこの知事が認める者とするということになっているが、そののところが協議をもって認めるのか、あるいは運用で施設がそのまま認めるという中に含まれて職員の中に入れるのか、そういったところの事務上については何も保証されてない部分である。その部分はより詳しく考えていきたいと思っている。</p>
委員 事務局 委員	<p>まだ具体的には決まっていないということか。</p> <p>具体的には決まっていない。</p> <p>気になるのは、そこをどういう資格の方を欲しいというふうに具体的に決めてあげないと、例えば保育園が人を募集しようと思っても募集のかけようがないという気がする。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第6号を原案のとおり議決する。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第7号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第8号 高知県幼保連携型認定こども園審議会委員の委嘱議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第9号 高知県スポーツ推進審議会委員の任命議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

【非公開議案】
---------

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 9 号 原案どおり議決

※付議第 2 号から付議第 7 号議案については、非公開議案であったが、平成 28 年 6 月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。